

オピニオン

憲法と緊急事態条項

国民が助け合う仕組みを

—憲法に緊急事態条項を新設すべきですか。

憲法には平時の規定はあるが、緊急時に対応が間に合わない。平時の例外として緊急時の対応を定めておくことは憲法を守る意味でも必要だ。

—具体的に何を盛り込むべきだと考えますか。

政府への一時的な権限の付与と、国民保護のための指示を巡る国民の順守義務、国会議員の任期延長の三つだけだ。人権の制限ではない。

—内閣に緊急政令を認めれば、権限が広がります。

災害対策基本法などに緊急政令の規定はあるが、国会の閉会中で

官佐補相元 輔陽崎儀自民



なければ政令は出せない。スピードが重要であり、開会中でも緊急政令を出せるようにする。

根拠を憲法に書いた上で何ができるかを法律で具体的に定める。緊急政令で何でもできるという規定ではない。

—国民が指示を順守する義務は私権制限ではないのですか。

国民が緊急時に助け合うための法制だ。国民保護法では憲法との兼ね合いで「国民は必要な協力に努める」という抑制的な規定にした。しかし国民の生命、身体、財産を守るための措置に限り指示に従うという仕組みが必要だ。

—2012年の自民党改憲草案では政府の裁量の範囲が大きい。歯止めなく拡大されるのでは。

書きぶりへの批判は受け止めている。(制約を)きちんと書き込み、改善する。

—東日本大震災の対応には問題があったのですか。

住民への指示が遠慮がちになら

ざるを得なかった。国民が互いに助け合う仕組みを作るのが緊急事態条項だ。

—「全権委任法」を利用して台頭したナチス・ドイツのようになるとの批判があります。

政府への権限集中ではなく、一時的な権限の付与だ。期間も規定する。独裁につながるという批判は全然当たらない。

—憲法には衆院解散中でも参院の「緊急集会」規定がある。国会議員の任期延長がなぜ必要ですか。

緊急集会と議員任期延長は全く異なる話だ。緊急事態時に衆院が解散されていけば、国会の機能を代替する参院の「緊急集会」で対応する。議員任期延長は「選挙をやっている場合ではない」という時に「特例として延長」するものだ。